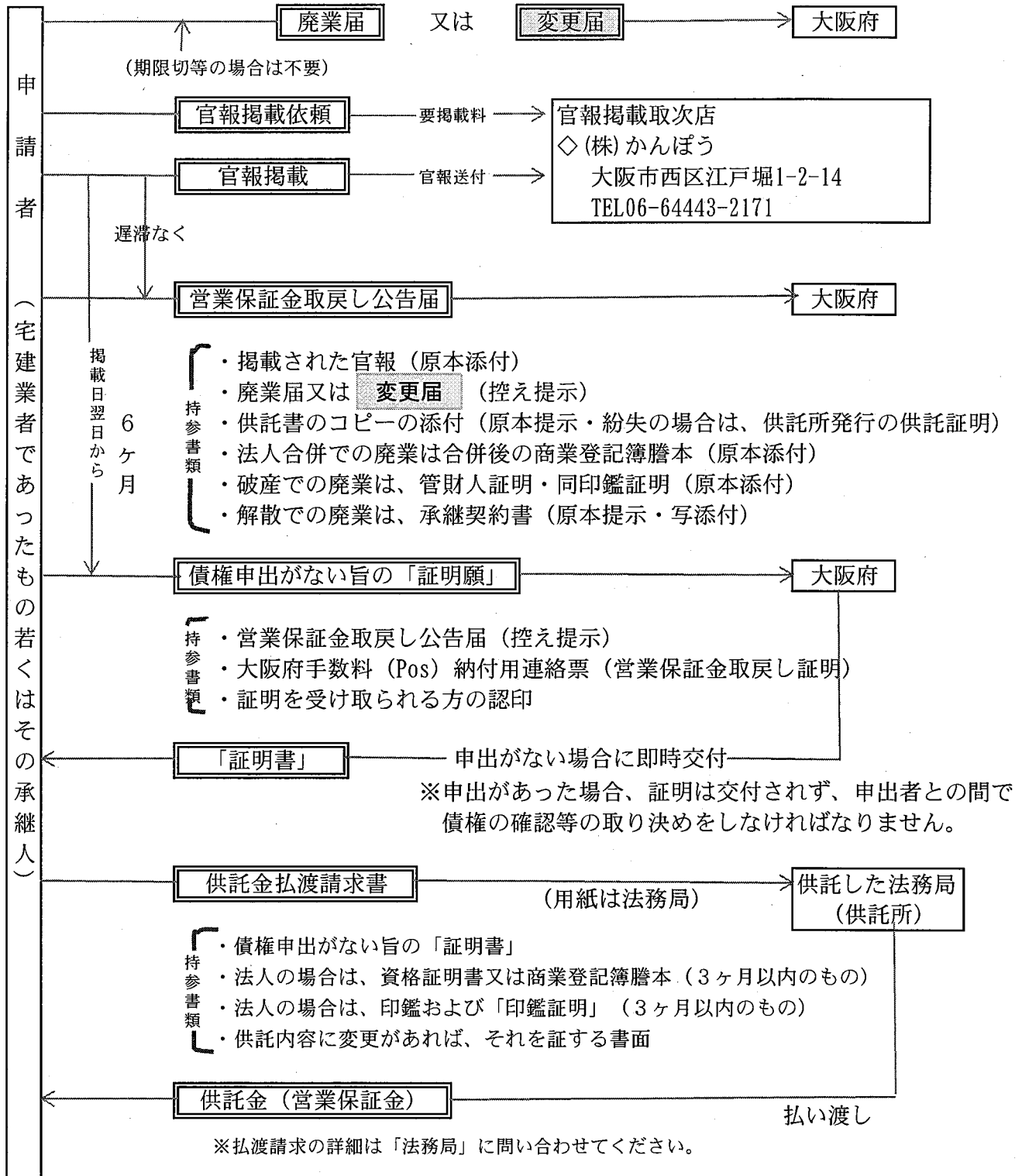


9 営業保証金の取戻しについて

(1) 概要及び注意事項

- ◎ 「廃業・期限切れ失効・免許取消」及び「従たる事務所の廃止」の場合、以下の手続きにより営業保証金が取戻しできます。（内は「従たる事務所の廃止」の場合）
- ◎ 保証協会に加入されている方は、弁済業務保証金分担金が取戻せますが、各協会への手続きとなりますので、直接お問い合わせください。



## 官報掲載例

### 宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 年 月 日

記

#### 【掲載順序】

- ①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額  
⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

【法人の場合】	①〇〇株式会社②大阪府知事(1)87654 ③代表取締役〇〇〇 ④大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号⑤1000万円⑥大阪府知事⑦大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇【個人の場合】
【個人の場合】	①〇〇不動産②大阪府知事(1)87654 ③〇〇〇 ④大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号⑤1000万円⑥大阪府知事⑦大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇
【精算人が掲載】	①〇〇株式会社②大阪府知事(1)87654 ③代表取締役〇〇〇 ④大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号⑤1000万円⑥大阪府知事⑦大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇株式会社清算人〇〇〇
【従たる事務所を廃止した場合】	①〇〇株式会社②大阪府知事(1)87654 ③代表取締役〇〇〇 ④主たる事務所大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号、廃止した従たる事務所大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号⑤万円⑥大阪府知事⑦大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇株式会社代表取締役〇〇〇
【免許失効後に主たる事務所を移転して場合】	①〇〇株式会社②大阪府知事(1)87654 ③代表取締役〇〇〇 ④大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号⑤1000万円⑥大阪府知事⑦大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇株式会社代表取締役〇〇〇

#### ※ 官報公告に関する留意事項

- 免許失効日以前に商号、所在地、代表者に変更があり、変更届をされていない場合は、官報公告の際、その(旧)(新)を掲載してください。
- 掲載内容に不備があった場合、訂正公告や、再度の公告が必要となることがあり、その場合、証明願が発行できるのは、適正な公告(訂正公告、再度の公告)が掲載された翌日から6か月後になり、取戻しが予定された日に出来なくなりますので、ご注意ください。

A 免許失効した場合

営業保証金取戻し公告届記載例

様式第6号（第16条関係）

営業保証金取戻し公告届

届出日を記入

年 月 日

大阪府知事様

届出者に応じて、  
記入する

届出者 住所 大阪市中央区大手前2-2-1  
株式会社 建振不動産  
氏名 代表取締役 大阪 建一 印

宅地建物取引業者営業保証金規則第7条 第1項 第2項 の規定により官報に別紙のとおり営業保証金取戻し公告をしましたから、同条第3項の規定により届け出ます。

最終の免許状況を記入

届出者と供託者との関係		① 本人 2 相続人 3 清算人 4 破産管財人 5 その他 ( )		
供託者	免許証番号	大阪府知事 ( 1 ) 第 8 8 8 8 号		
	商号又は名称	株式会社 建築不動産		
	氏名 <small>(法人にあっては代表者の氏名)</small>	代表取締役 大阪 建一		
	主たる事務所の所在地	大阪市中央区大手前2-2-1		
取戻しをしようとする 営業保証金の額		10,000,000 円		
取戻し の原因	1 免許の失効又は取消し	失効又は 取消し日	平成 29 年 9 月 15 日	
	失効日等は、廃業理由等により異なるので注意！期間満了失効は満了日の翌日が、免許失効日となります。	事務所名称		
		所在地		
		廃止日	平成 年 月 日	
官報公告		号外 平成29年10月1日付け第30号50ページ		

届出者の事務担当者 大阪 建人 連絡先電話 06 (6941) 0351